

尾北医師会と懇談



6月10日、江南市議団は須山初美さんも同席して尾北医師会の今井英夫会長と懇談しました。

新型コロナへの対応、PCR検査センターのあり方、患者数の動向など、

医療現場の実情をうかがい、党の提言も渡しました。

江南市議会は小児へのインフルエンザ予防接種の無料化の請願を採択しました。しかしまだ実施に至っていません。党市議団と医師会はこの問題での共同を積み重ねてきており、今回の懇談につながりました。



水道料金の減免さらに 広がり36自治体に!

7月15日に議員学習交流会

○2020年7月15日(水)13時30分～16時30分

○労働会館 東館2階ホール

(熱田区沢下町9-7 金山駅から徒歩約10分)

○学習講演「コロナ禍での雇用と経済～愛知の産業構造を踏まえて(仮題)」

・講師 大木一訓氏

○交流 コロナ対策と6月議会、党建設など

*8月の議員研修会は日帰りで

行う予定です。8月18日(火)10時～名古屋市内にて



常滑市＝水道基本料2カ月減免 党議員の質問に市長が近隣自治体と共に県水に引下げを働きかけたい。

幸田町＝水道＋下水道の基本料金を4カ月50%減免

新城市＝休業協力金の事業者に水道基本料2カ月減免・緊急小口資金・住宅確保支援金の利用者に水道料金を6カ月減免



公共施設の利用再開時における個人情報の管理について 2020年6月8日 県自治体部

新型コロナウイルス感染症対策として閉鎖していた公共施設が非常事態宣言の解除を受けて順次、開館してきています。その際に、施設管理者から会館等の利用者に対して健康状況の確認にとどまらず、利用者の名簿提出・名簿記入を事実上、利用の条件としている自治体があります。不特定多数の住民が利用する公共施設において、感染防止とプライバシー保護をどう両立させていくか、慎重な検討が必要で

基本的には、感染症予防のためとはいえ、名簿の提出を利用者に求めるのは、個人情報保護上問題があります。行政でも民間施設でも個人情報を含む名簿の管理には、個人情報保護法などにもとづく徹底した管理体制が必要です。名簿の提出先が行政でなく、指定管理者になることが多いと思われませんが、保管場所、責任者、保管期間、廃棄方法、漏えい時の対応と責任など厳密な管理体制が取れているか? 厳しいチェックが必要です。

個人情報を守りつつ感染者の発生時に濃厚接触者との連絡をとれるようにするためには、貸室などの利用責任者が行事参加者の連絡先を把握しておくよう徹底することで十分です。

名簿の提出拒否を理由に施設利用を拒むことができるのか。むしろ必要なのは、住民・施設利用者が自らの健康と公共施設を守るために、どんなルールが必要なのか、議論しましょう。住民を管理の対象とみるのではなく、ともにコロナ危機に立ち向かう仲間として、一緒に考えていく姿勢こそが求められています。公の施設だからといって商店や鉄道などを利用する時には要求されない個人情報の提出を求めるのは過剰な対応ではないでしょうか。

なかには感染者が発生した時は連絡してほしい、という利用者もいます。自主的な連絡先の提供は許容されるものであり、そうした工夫をしている施設も参考になります。また何よりも消毒や換気など衛生管理の徹底、非接触型体温計やサーモグラフィの整備など、施設管理者の責任で行うべき感染対策こそ重要です。

利用者との十分な合意がないままの一方的な管理強化には留意すべきです。

なかでも図書館については、日本図書館協会の「図書館の自由に関する宣言」が高らかに宣言しているように、利用者の秘密を守ることが図書館の社会的使命の遂行に欠かせず、最大限の個人情報保護が求められていると考えるべきです。「図書館の自由に関する宣言」では、「図書館は利用者の秘密を守る」として以下の三項目を掲げています。

・読者が何を読むかはその人のプライバシーに属することであり、図書館は、利用者の読書事実を外部に漏らさない。ただし憲法第35条にもとづく令状を確認した場合は例外とする。

・図書館は読書記録以外の図書館の利用事実に関しても利用者のプライバシーを侵さない。

・利用者の読書事実、利用事実は、図書館が業務上知り得た秘密であって、図書館活動に従事するすべての人びとは、この秘密を守らなければならない。

この機会に公の施設の管理運営が住民本位になっているか、あらためて点検しましょう。

さらに指定管理者のもとで働く非正規労働者などが休業補償や雇用契約で不当な扱いを受けていないか、あわせて厳しくチェックすることも忘れないようにしましょう。